

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱

○富山県産業廃棄物適正処理指導要綱

〔平成7年2月10日〕
〔富山県告示第66号〕

改正 平成8年3月29日告示第191号
改正 平成10年6月3日告示第348号
改正 平成11年1月6日告示第8号
改正 平成11年12月24日告示第775号
改正 平成12年9月29日告示第559号
改正 平成16年3月15日告示第130号
改正 平成18年3月1日告示第122号
改正 平成23年4月1日告示第158号
改正 平成26年3月26日告示第141号
改正 平成28年3月9日告示第101号
改正 平成31年3月4日告示第_86号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 処理施設の設置等に係る事前協議(第6条—第16条)
- 第3章 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議(第17条—第23条)
- 第4章 雑則(第24条—第27条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)に定めるもののほか、産業廃棄物の処理に関し必要な事項を定めることにより、産業廃棄物の適正な処理を推進し、もって生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 排出事業者 自らの事業活動に伴い産業廃棄物を排出する者をいう。
- (2) 排出事業場 事業活動に伴い産業廃棄物を排出する事業場をいう。
- (3) 処理業者 法第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定による知事の許可を受けて、県内において産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を業として行っている者(これらを業として行おうとする者を含む。)をいう。
- (4) 県外産業廃棄物 県外の排出事業場から生ずる産業廃棄物をいう。
- (5) 県外排出事業者 県外産業廃棄物を排出する排出事業者(法第12条第3項に規定する中間処理産業廃棄物を排出する場合にあっては、同項に規定する中間処理業

者)をいう。

(6) 搬入 県外産業廃棄物を県内において処分するため、自ら又は処理業者に委託して、県内に運搬することをいう。

(平16告示130・平18告示122・一部改正・平23告示158・一部改正)

(事業者等の責務)

第3条 排出事業者及び処理業者(以下「事業者等」という。)は、県内において産業廃棄物処理施設を設置し、又は産業廃棄物を処理しようとする場合は、法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「令」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)その他の関係法令を遵守するほか、この要綱に規定する手続等を誠実に行うものとする。

2 事業者等は、産業廃棄物の処理に当たっては、法第5条の5第1項の規定により県が定める廃棄物処理計画に適合するよう努めるものとする。

(平12告示559・平16告示130・一部改正)

(知事の責務)

第4条 知事は、産業廃棄物の適正な処理を推進し、生活環境の保全を図るため、この要綱に基づき事業者等に対し、適切な指導及び助言を行うものとする。

(市町村長の協力)

第5条 市町村長は、地域の生活環境の保全を図る立場から、知事がこの要綱に基づいて実施する産業廃棄物の適正な処理に関する施策に協力するものとする。

第2章 処理施設の設置等に係る事前協議

(生活環境影響調査内容の事前協議)

第6条 事業者等は、令第7条の2で定める産業廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)に係る法第15条第3項(法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に規定する書類(以下「生活環境影響調査書」という。)を作成したときは、法第15条第1項の規定に基づく処理施設の設置の許可の申請又は法第15条の2の6第1項の規定に基づく処理施設の変更の許可の申請を行う前に、あらかじめ知事に提出し、その内容について協議するものとする。

(平10告示348・全改、平16告示130・一部改正・平23告示158・一部改正)

(住民への説明)

第7条 事業者等は、前条の規定により生活環境影響調査書を提出した後、速やかに当該処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある地域の住民に対し、生活環境影響調査書の内容の説明会(以下「説明会」という。)を当該処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある市町村(以下「関係市町村」という。)内において、開催するものとする。この場合において、関係市町村内に説明会を開催する適当な場所がないときは、関係市町村以外の地域において開催することができる。

2 事業者等は、説明会を開催するときは、あらかじめ、知事の意見を聴いて、その開催予定の日時及び場所を定め、知事及び関係市町村の長に報告するとともに、説明会を開催する旨及び次に掲げる事項を説明会の開催予定の日の1週間前までに、別に定めるところにより、周知するものとする。

- (1) 事業者等の氏名及び住所
- (2) 処理施設の設置場所
- (3) 処理施設の種類及び処理能力
- (4) 説明会の日時及び場所
- (5) 法第15条第6項の規定により、知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出できる旨

3 事業者等は、その責めに帰することのできない理由で前項の規定により周知した説明会を開催することができない場合には、当該説明会を開催することを要しない。この場合において、事業者等は、生活環境影響調査書の内容について、その概要を記載した書類の提供その他の方法により、周知に努めるものとする。

4 事業者等は、説明会を開催したときは、速やかにその結果を知事及び関係市町村の長に報告するものとする。

(平10告示348・全改、平16告示130・一部改正)

(生活環境影響調査書の審査等)

第8条 知事は、第6条の規定により生活環境影響調査書の提出を受けたときは、関係市町村の長の意見を聴いたうえ、内容について審査し、その結果を書面で事業者等に通知するものとする。この場合において、知事は、事業者等に対し、生活環境影響調査書の内容について必要な措置を講じるよう指導又は助言を行うことができる。

2 知事は、前項の通知を行ったときは、その旨を関係市町村の長に通知するものとする。

3 事業者等は、第1項の指導又は助言を受けたときは、当該措置を講ずるとともに、その旨を知事に報告するものとする。

4 事業者等は、前2条及び前3項の手続を経た後、法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請を知事に行うものとする。

(平10告示348・全改、平16告示130・一部改正・平23告示158・一部改正)

(生活環境の保全に関する協定の締結)

第9条 事業者等は、関係市町村の長又は当該処理施設の設置に関し生活環境の保全上関係がある地域の住民を代表する者から、生活環境の保全に関する協定の締結を求められたときは、これに応ずるものとする。

2 事業者等は、前項の協定を締結したときは、速やかに知事に報告するものとする。

(平10告示348・全改、平16告示130・一部改正)

(生活環境影響調査書の再作成)

第10条 事業者等は、第8条第1項の規定による通知を受けた日から法第15条第1項又は第15条の2の6第1項の規定に基づく許可の申請を行う間に、処理施設を設置又は変更しようとする場所の周辺地域の生活環境の状況等に著しい変化があった場合には、あらためて生活環境影響調査書を作成するものとする。

2 第6条から第8条までの規定は、前項の場合において準用する。

(平10告示348・全改、平16告示130・一部改正・平23告示158・一部改正)

(適用除外)

第10条の2 処理施設の設置又は変更が環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第4項に規定する対象事業又は富山県環境影響評価条例(平成11年富山県条例第38号)第2条第2項に規定する対象事業に該当し、同法又は同条例に基づく環境影響評価その他の手続が行われるときは、第6条から第8条まで及び前条の規定は、適用しない。

(平11告示775・追加)

第11条から第15条まで 削除

(平26告示141)

第16条 削除

(平10告示348)

第3章 県外産業廃棄物の搬入に係る事前協議

(県外産業廃棄物搬入の事前協議)

第17条 県外排出事業者は、産業廃棄物を搬入しようとするときは、排出事業場ごとに、あらかじめ、知事に協議するものとする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。)又は再生をするために産業廃棄物(特別管理産業廃棄物を除く。以下この号において同じ。)を搬入する場合であって、搬入しようとする処分場(以下「搬入先」という。)ごとの搬入計画量(搬入しようとする産業廃棄物の年度ごとの計画量をいう。)が100トン未満である場合

(2) 前号の規定にかかわらず、処分又は再生をするために低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物(無害化処理に係る特例の対象となる一般廃棄物及び産業廃棄物(平成18年環境省告示第98号)第2項第1号から第3号までに掲げる産業廃棄物をいう。)を搬入する場合

(3) 前2号に掲げるもののほか、令第6条の11第2号又は第6条の14第2号に規定する産業廃棄物処分業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合する旨の認定を受けた産業廃棄物処分業者の処分場に処分又は再生をするために産業廃棄物を搬入する場合であって、搬入先ごとの搬入計画量(搬入しようとする産業廃棄物の年度ごとの計画量をいう。)が100トン未満である場合

2 前項の規定による協議は、年度ごとに行うものとする。

3 県外排出事業者は、第1項の規定による協議をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入協議書(以下「搬入協議書」という。)を知事に提出するものとする。

(1) 県外排出事業者の氏名及び住所(法人にあっては、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

(2) 排出事業場の名称及び所在地並びに県外産業廃棄物の管理責任者の氏名

(3) 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び量並びに同種の産業廃棄物の従前の処理方法

(4) 搬入しようとする理由及び期間

(5) 搬入先の名称及び所在地

- (6) 搬入先における産業廃棄物の処理方法
 - (7) 運搬又は処分を処理業者に委託する場合にあっては、その受託者の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)
 - (8) 積替え又は保管の施設を経由する場合にあっては、積替え又は保管の方法及び施設の場所
 - (9) 産業廃棄物管理票(法第12条の3第1項の産業廃棄物管理票をいう。第21条第2項において同じ。)の管理責任者の氏名
- 4 搬入協議書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 排出事業場の業務の概要を記載した書類
 - (2) 排出事業場の前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上(特別管理産業廃棄物にあっては、50トン以上)である場合は、搬入量の減量化の計画を記載した書類
 - (3) その他必要と認められる書類及び図面
(平11告示8・平16告示130・平18告示122・平28告示101・平31告示86・一部改正)

(搬入協議書の審査)

- 第18条 知事は、搬入協議書の提出があったときは、次に掲げる事項について審査するものとする。
- (1) 県外排出事業者が自ら搬入する場合にあっては、法第12条第1項又は第12条の2第1項の基準に適合していること。
 - (2) 県外排出事業者が運搬又は処分を処理業者に委託する場合にあっては、法第12条第5項又は第12条の2第5項の基準に適合していること。
 - (3) 搬入しようとする産業廃棄物の種類、性状及び量が、搬入先の施設の処理能力及び処理実績に照らして適当であること。
 - (4) 積替え又は保管の施設を経由する場合にあっては、当該施設において、協議に係る産業廃棄物以外の物が混入するおそれがないこと。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、生活環境の保全上支障となるおそれがないこと。
(平18告示122・一部改正・平23告示158・一部改正)

(搬入の承認通知等)

- 第19条 知事は、前条の規定による審査の結果、同条各号に掲げる事項のすべてを満たしていると認めるときは、第17条第3項各号に掲げる事項を記載した県外産業廃棄物搬入承認通知書(以下「搬入承認通知書」という。)を当該県外排出事業者に交付するものとする。
- 2 知事は、搬入承認通知書の交付に際し、生活環境の保全上必要な事項を併せて通知することができる。
- 3 県外排出事業者は、第17条第1項ただし書に規定する場合を除き、搬入承認通知書の交付を受けた後でなければ、産業廃棄物の搬入を行わないものとする。
(平16告示130・平18告示122・一部改正)

(搬入承認された内容の変更等)

- 第20条 搬入承認通知書の交付を受けた県外排出事業者(以下「承認事業者」という。)

は、第17条第3項第3号又は第5号から第8号までのいずれかに掲げる事項を変更しようとするときは、あらかじめ、知事に協議するものとする。ただし、同項第3号に掲げる事項を変更する場合で産業廃棄物の種類ごとの量の10パーセント以上の増加を伴わないときは、この限りでない。

2 第17条から前条までの規定は、前項本文の規定による協議について準用する。

3 承認事業者は、第1項ただし書の規定により協議を行わない場合又は第17条第3項第1号、第2号若しくは第9号に掲げる事項を変更した場合は、変更の内容を、速やかに知事に届け出るものとする。

(平16告示130・平18告示122・一部改正)

(承認事業者の適正処理等)

第21条 承認事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託するときは、搬入承認通知書の写しを当該処理業者に提出するものとする。

2 承認事業者は、県外産業廃棄物の運搬又は処分を処理業者に委託したときは、搬入の都度、産業廃棄物管理票を使用し、運搬又は処分が適正に行われたことを確認するものとする。

3 承認事業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の当該排出事業場における搬入した産業廃棄物の種類ごとの量を知事に報告するものとする。

(平11告示8・平16告示130・一部改正)

(処分計画書の提出)

第22条 県外産業廃棄物を処分しようとする処理業者(次条において「処分業者」という。)は、毎年2月28日までに、その翌年度に処分しようとする県外産業廃棄物の種類ごとの量その他知事が定める事項を記載した県外産業廃棄物処分計画書を知事に提出するものとする。

2 前項の規定は、県外産業廃棄物処分計画書を変更しようとする場合について準用する。この場合において、同項中「毎年2月28日までに」とあるのは「あらかじめ」と、「その翌年度」とあるのは「当該年度」と読み替えるものとする。

(平18告示122・追加)

(処理業者の適正処理等)

第23条 処理業者は、第17条第1項ただし書に規定する場合を除き、承認事業者から搬入承認通知書の写しの提出を受けた後でなければ、県外産業廃棄物を運搬し、又は処分しないものとする。

2 処分業者は、毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の1年間の処分した県外産業廃棄物の種類ごとの量を知事に報告するものとする。

3 処分業者は、第17条第1項ただし書の規定により協議を行わないで搬入される同項第2号の県外産業廃棄物を受け入れたときは、その受け入れた日の属する月の翌月以後、毎月末日までに、当該県外産業廃棄物の保管及び処分の状況等を知事に報告するものとする。

4 処分業者は、第17条第1項ただし書の規定により協議を行わないで搬入される同項第3号の県外産業廃棄物を受け入れたときは、その受け入れた日の属する月の翌月以後、毎月末日までに、処分した当該県外産業廃棄物の種類ごとの量を知事に報

告するものとする。

(平16告示130・一部改正、平18告示122・旧第22条繰下・一部改正、平31告示86・一部改正)

第4章 雑則

(勧告及び公表)

第24条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第6条の生活環境影響調査内容の事前協議を行わないで処理施設の設置の許可の申請又は変更の許可の申請をしようとした者
- (2) 第8条第1項の必要な措置を講じなかった者
- (3) 第17条第1項又は第20条第1項の協議を行わないで産業廃棄物を搬入した者
- (4) 第19条第3項の搬入承認通知書の交付を受けずに産業廃棄物を搬入した者
- (5) 偽り又は不正の手段により第19条第1項の搬入承認通知書の交付を受けた者

2 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わない場合において、公益を確保するため必要があるときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

(平10告示348・一部改正、平18告示122・旧第23条繰下)

(報告及び調査)

第25条 知事は、この要綱の施行に必要な限度において、事業者等に報告を求め、又は職員に調査をさせることができるものとする。

(平18告示122・旧第24条繰下)

(適用除外)

第26条 この要綱の現定は、富山市の区域については、適用しない。

(平8告示191・追加、平18告示122・旧第25条繰下)

(細則)

第27条 この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平8告示191・旧第25条繰下、平18告示122・旧第26条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に法第15条に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可の申請を行っている処理施設の設置等については、第2章の規定は、適用しない。

附 則(平成8年告示第191号)

この告示は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成10年告示第348号)

(施行期日)

1 この告示は、平成10年6月17日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成9年法律第85号)による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項又は第15条の2第1項の規定に基づく許可の申請を行っている処理施設の設置等の手続については、なお従前の例による。

附 則(平成11年告示第8号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成11年告示第775号)

この告示は、平成11年12月27日から施行する。

附 則(平成12年告示第559号)

この告示は、平成12年10月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定中「法第11条第1項」を「法第5条の3第1項」に、「産業廃棄物処理計画」を「廃棄物処理計画」に改める部分は平成13年4月1日から、「知事」を「県」に改める部分は公布の日から施行する。

附 則(平成16年告示第130号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成18年告示第122号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成23年告示第158号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成26年告示第141号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成28年告示第101号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成31年告示第86号)

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

富山県産業廃棄物適正処理指導要綱
事務取扱要領

○富山県産業廃棄物適正処理指導要綱事務取扱要領

第1 趣旨

この要領は、富山県産業廃棄物適正処理指導要綱（平成7年富山県告示第66号。以下「要綱」という。）第27条の規定に基づき、その施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語

この要領において使用する用語の意義は、要綱に使用する用語の例による。

第3 生活環境影響調査内容の事前協議

要綱第6条に規定する生活環境影響調査書の事前協議は、別記様式第1号の事前協議書により行うものとする。

2 生活環境影響調査書は、法に基づき、処理施設の設置又は変更（以下「設置等」という。）に関し利害関係を有する者が生活環境の保全上の見地からの意見を述べる際の基礎的な情報となるものであるため、事業者等は、図表を用いて表すなど分かりやすい記述に努めるとともに、引用した文献又は資料についてはその出典を明らかにするものとする。

3 事前協議書及び生活環境影響調査書は、正副2通を知事に提出するものとする。このほか、生活環境影響調査書の概要を記載した書類を知事が必要とする部数提出するものとする。

第4 住民への説明

要綱第7条第1項に規定する「生活環境の保全上関係がある地域」とは、処理施設の設置等により予測される生活環境影響調査項目に係る変化が及ぶ範囲の地域とする。

2 事業者等は、要綱第7条第1項に規定する説明会の開催日時及び場所を定めるに当たっては、生活環境の保全上関係がある地域の広がり、地域住民の利便等を勘案するものとする。

3 要綱第7条第1項に規定する説明会の開催に当たっては、生活環境影響調査の概要を記載した書類を配布するなど、説明の内容が出席者の理解しやすいものとなるよう努めなければならない。

4 要綱第7条第2項に規定する報告は、別記様式第2号の説明会開催報告書により行うものとする。

5 要綱第7条第2項に規定する周知は、印刷物の配布又は回覧、公共機関の掲示場への掲示等の方法により行うものとする。

- 6 要綱第7条第3項に規定する「その責めに帰することのできない理由」とは、次に掲げるものをいう。
- (1) 説明会の開催又は続行が平穩に行い得ない場合
 - (2) 知事等から公共の安全の確保その他公益上の理由から説明会の中止を求められた場合
 - (3) その他前2号の場合に準ずる場合
- 7 事業者等は、要綱第7条第3項の規定により説明会を開催しないときは、次に掲げる方法のうち適切なものにより周知を行うものとする。
- (1) 生活環境影響調査書の概要を記載した書類の配布又は回覧
 - (2) その他周知するために適切と認められる方法
- 8 要綱第7条第4項に規定する報告は、別記様式第3号の説明会開催結果報告書により行うものとする。

第5 生活環境影響調査書の審査等

要綱第8条第1項に規定する関係市町村の長の意見の回答期限は、事業者等から要綱第7条第4項に規定する説明会の開催結果の報告があった日の翌日から起算して2週間以内を原則とする。

- 2 要綱第8条第1項に規定する通知は、別記様式第4号の審査結果通知書により行うものとする。
- 3 要綱第8条第3項に規定する報告は、別記様式第5号の措置報告書により行うものとする。

第6 生活環境の保全に関する協定の締結

要綱第9条第1項に規定する「地域の住民を代表する者」とは、当該処理施設の設置等に関し生活環境保全上関係がある地域の校下、自治会等を代表する者をいう。

- 2 要綱第9条第2項に規定する報告は、別記様式第6号の生活環境保全協定締結報告書により行うものとする。

第7 生活環境影響調査書の再作成

要綱第10条第1項に規定する「周辺地域の生活環境の状況等に著しい変化があった場合」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 処理施設の排ガス、放流水の水質等により、生活環境影響調査書に記載した環境基準等の目標の達成が困難となるような状況に周辺地域の生活環境の状況が著しく変化した場合
- (2) 大気汚染、水質汚濁等に係る関係法令の改正により、規制が強化された場合又は新たな規制が追加された場合

第8 県外産業廃棄物搬入の事前協議

要綱第17条第3項に規定する県外産業廃棄物搬入協議書（以下「搬入協議書」という。）の提出は、別記様式第7号により行うものとする。

2 要綱第17条第4項第3号に規定する「その他必要と認められる書類及び図面」とは、次のものをいう。

- (1) 県外産業廃棄物の発生工程図（使用される原材料、添加材等が分かる製造工程図）
- (2) 搬入協議書を提出しようとする日の6箇月以内に実施した県外産業廃棄物の分析証明書（溶出試験又は含有量試験、油分含有率、含水率、熱しゃく減率、引火点等）
- (3) 運搬又は処分を処理業者に委託しようとする場合にあっては、処理業者の受け入れの承諾を証する書類及び処理業者の許可証の写し
- (4) 県外産業廃棄物の処理状況（中間処理後の減量化量、再生利用量及び埋立処分量等）の見込みを記載した書類

第9 搬入協議書の審査

審査にあたっては、必要に応じて処理業者に説明を求めることができるほか、県外産業廃棄物の排出事業場を所轄する都道府県又は政令市に対して情報の提供を求めるものとする。

第10 搬入の承認通知等

要綱第19条第1項に規定する県外産業廃棄物搬入承認通知書の交付は、別記様式第8号により行うものとする。

第11 搬入承認された内容の変更等

要綱第20条第1項に規定する協議は、別記様式第9号の県外産業廃棄物搬入変更協議書（以下「搬入変更協議書」という。）の提出により行うものとする。

2 搬入変更協議書には、要綱第17条第4項に規定する添付書類のうち、搬入承認された内容の変更に係るものを添付するものとする。

3 要綱第20条第3項に規定する届け出は、別記様式第10号の県外産業廃棄物変更事項届出書により行うものとする。

第12 搬入実績報告書の提出

要綱第21条第3項に規定する報告は、別記様式第11号の県外産業廃棄物搬入実績報告書により行うものとする。

第13 処分計画書の提出

要綱第22条に規定する処分計画書の提出は、別記様式第12号の県外産業廃棄物処分計画書により行うものとする。

第14 処分実績報告書の提出

要綱第23条第2項に規定する報告は、別記様式第13号の県外産業廃棄物処分実績報告書により行うものとする。

2 要綱第23条第3項に規定する報告は、別記様式第14号の県外産業廃棄物のポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況報告書により行うものとする。

3 要綱第23条第4項に規定する報告は、別記様式第15号の県外産業廃棄物処分実績報告書により行うものとする。

附 則

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成10年6月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年1月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年3月15日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年1月12日から施行する。

資料 1

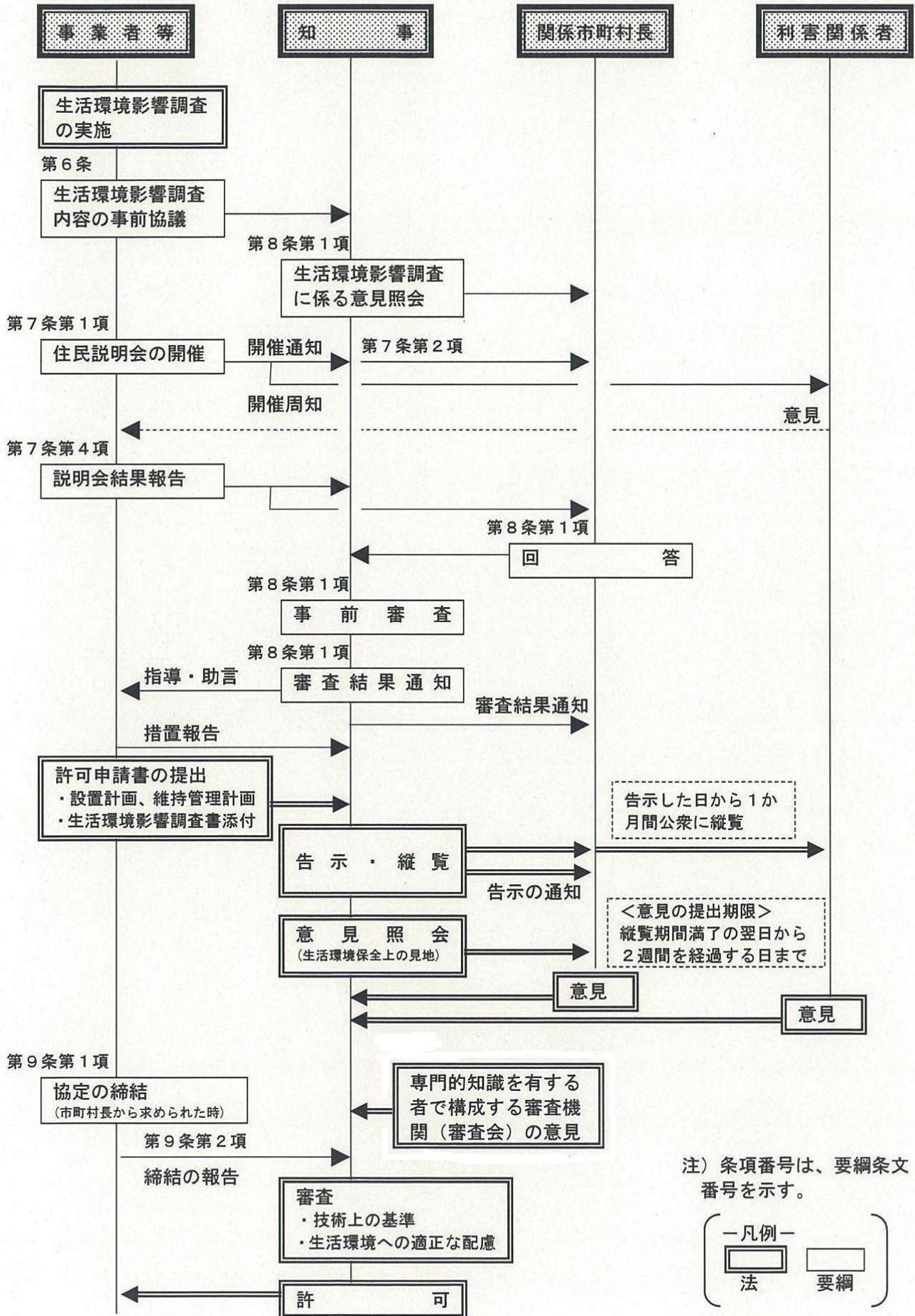
産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ

資料 2

県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ

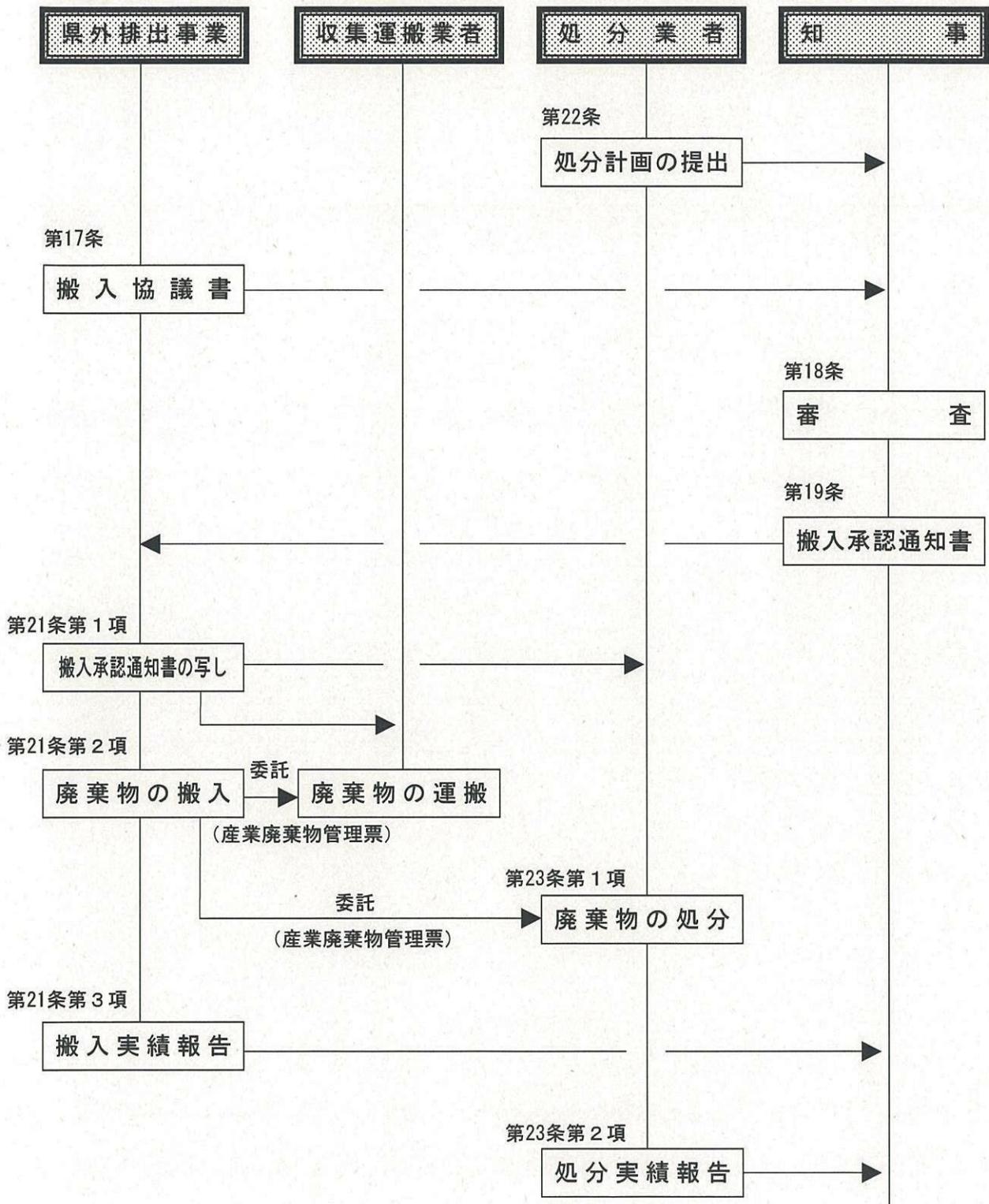
資料 1

産業廃棄物処理施設の設置に関する手続きの流れ



資料 2

県外産業廃棄物の搬入に関する手続きの流れ



注) 条項番号は、要綱条文番号を示す。